

神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則の概要

令和6年10月
税制企画課

1 改正の内容

(1) 地方税共通納税システムの対象税目拡大に伴う改正

令和6年10月28日から地方税共通納税システム（地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステムを通じて地方税の納税手続を電子的に行うシステムをいう。）の対象税目に、軽油引取税が追加されることに伴い、所要の改正を行った。（第7条関係）

(2) 指定納付受託者制度の規定の追加

令和6年12月の県税の収納事務の委託契約の更新に合わせて、指定納付受託者制度（地方自治法第231条の2の3）による委託契約を行うことから、所要の改正を行った。（第1条及び第7条関係）

(3) 様式の改正

ア 納税者の利便性向上のため、令和7年度から法人二税（法人の県民税及び事業税）の納付書に地方税統一QRコードを付すことに伴い、所要の改正を行った。（第9号様式関係）

イ 県が市町村から個人住民税等の徴収を引継ぐ場合において、納税者の状況に合わせた対応が可能となるよう、原則、徴収引受通知書に納付書を同封しない取扱いとした上で、納税者の申出により、市町村が作成するコンビニエンスストア等に対応する納付書を柔軟に送付できるよう、所要の改正を行った。（第145号様式の10関係）

(4) 引用条項の整備

地方税法の一部改正に伴い、引用条項の整備を行った。（第1条の4、第7条の2及び別表第4関係）

2 施行期日

令和6年12月1日。ただし、1(1)については同年10月28日、1(3)アについては令和7年4月1日、1(3)イについては公布の日、1(4)については令和7年1月1日。